

平成29年度 第2回山形県食の安全推進会議

【開催概要】

開催日時 平成30年1月17日（水）14：00～15：30
開催場所 山形県庁1001会議室
出席委員 廣部公子、石塚久子、森千津子、石川修、青柳智子、工藤隆弘、
蔵増由加里、井上俊光（代理）、野口孝徳、橋本昭（代理）、
國方敬司、菅原美津子（順不同、敬称略）

【次 第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 協議
 - (1) やまがた食の安全・安心アクションプラン（第5期）の策定（案）について
 - (2) 平成30年度山形県食品衛生監視指導計画（案）について
- 4 閉会

【議 事 録】

- (1) やまがた食の安全・安心アクションプラン（第5期）の策定（案）について
（事務局）

【資料に基づき説明】

（座長）

説明の内容について、質問・意見等はないか。

（委員）

資料1-1の現状と課題の中で、「国際基準と統合的な食品衛生管理が求められている」と記載されている。日本の基準の方が厳しい場合に、国際基準に合わせて、日本の基準をゆるくするという事はあるのか。

（事務局）

現在、国際基準と言われている HACCP が義務化されているところは、欧米を中心に、ヨーロッパ、アメリカ、カナダ等である。食品の輸出入というのは、基本的には、日本と EU、あるいは日本とアメリカといった2国間で協議を行い、衛生基準を決定している。例えば、日本産を EU に輸出する場合、衛生基準が国際的に1番厳しい EU に合わせなければならない。また、台湾に牛肉を輸出する場合、この場合も台湾と日本との2国間協議で衛生レベルが決められている。台湾は、平成29年9月に日本産牛肉の輸入を再開した。協議で決め

られた基準は、と畜場と食肉処理施設が HACCP 対応をしている施設であること、月齢 30 月齢未満の牛であること、さらに（放射性物質の関係で）福島県を始めとした 5 県以外で出生・肥育された牛であることとなった。このように、2 国間で協議しながら、衛生基準を決めていくというのが、国際ルールになっている。

（委員）

HACCP 手法による衛生管理が制度化されるということだが、食品等事業者には 38 業種あり、それぞれの業種ごとにマニュアルができてると聞いている。前回の会議で、非常に業種が多岐に渡っているのだから、業者に対しては、現在は一般的なことしか教えていないという話を聞いた。これが制度化されると、人材面、多岐に渡る業種に対する方針等色々懸案事項が出てくると思うが、県としてはどう考えているのか。

（事務局）

HACCP についてであるが、12 月までの厚生労働省の情報によれば、HACCP を制度化して全ての事業者には義務化するとしていた。昨日、厚生労働省で審議会を開催しており、その資料を見ると、全ての食品事業者（に義務化する）という文言が外れている。常温販売される包装されたパンやお菓子を売っている店舗は含まないとなっており、営業許可を受けている 34 業種と届出を受けている漬物製造業や給食施設が該当になるようだ。それぞれの業種に HACCP を導入する場合は、業界毎に厚生労働省で手引書を作成していて、その手引書を基に、小規模な飲食店や漬物製造業でも、より容易に HACCP が導入できるように進めていく。

（委員）

多岐にわたるそれぞれのマニュアルを指導するのは保健所職員になるが、現状は、非常に人が少ないし、職員も指導していく準備ができてないように聞いている。それを今後どうするのか教えてほしい。例えば、HACCP 専門の部署を立ち上げて対応するような体制をつくとか、人的な面での方針をどのように考えているか。

（事務局）

HACCP の導入については、決め細やかな支援が必要だと考えている。ただ、保健所の職員のマンパワーだけというのは非常に限界がある。職員の資質向上は、今後も進めていきたいと考えている。（公社）山形県食品衛生協会には、700 名ほど、食品衛生指導員がいる。食品衛生協会や食品衛生指導員と連携しながら、講習会を開催したり、県内の食品関係施設を指導員の方に回っていただく巡回指導をしているので、その時に指導いただいたりなど、連携して進めていきたいと考えている。

（委員）

県として人を増やすことはないか。

(事務局)

今のご時勢を考えると、減らせということはあっても、増やすということはなかなか難しい。ただ、職員の資質向上、人材育成には努めていきたい。

(委員)

資料1-2やまがた食の安全安心アクションプラン(案)の11ページ、生後48月齢以上の死亡牛のBSE検査と記載されている。生後48月齢は、年数にすると4年になるが、ここでいう牛は、どのような牛をいうのか。肥育牛とは違うのか。食肉用の牛なのか。

(事務局)

一般的な飼養されている牛である。畜産現場で死亡した牛である。

一般的な牛は、肉用だと黒毛和種の米沢牛で32か月、山形牛だと30か月肥育して出荷する。48か月以上の牛は、通常どういうものかということ、搾乳をしているホルスタインや繁殖用の牛だと4年を超えるものもいる。いわゆる肉用以外の牛である。こういった牛が農場で死亡した場合、検査をする。

(委員)

これも、食用に回るのか。

(事務局)

48か月以上でも、健康であれば、出荷して、食用に回る。

(委員)

香川県で鶏インフルエンザが発生したが、新聞等の報道によると、検査が遅れたのではないかと指摘されている。地方で発生したために技術の関係で検査の結果が出るのが遅れたと報道されていたと思うが、山形県においても同じような事態が想定されるのか。

(事務局)

現在、国において確認しているところであるが、まず簡易検査について、検出があいまいだったというのがある。それは、検査キットか、もしくは採材の方法か、それともウィルスの種類があまり反応しないタイプのものだったか等、色々課題があげられていて、国で精査しているところである。その精査の結果が出るまでの間として、国は、今までより多い材料を採って、検査をして、漏れがないようにという通知を出している。

(委員)

生後 48 月齢未満の死亡牛の BSE 検査はするのか？死亡牛の検査という表記だけでは、異常牛の場合はどうなのかわからない。

(事務局)

生後 48 か月齢未満の死亡牛については、検査はしない。それは、国で、色々なデータを検証して、48 か月齢未満の牛に関してリスクがないと判断したためだ。そもそも国内においては、牛の BSE の発生の確率はほとんどないとされており、48 か月以上の死亡牛の検査は、国内の BSE 対応策が確実に行われているかどうかを確認するため行うものだ。

ただし、異常牛（症状がある牛）の場合は、48 か月齢未満であっても検査はする。

平成 13 年 9 月に国内で BSE が初めて千葉県で発生して、その後国内では 36 頭の BSE が確認された。その 36 頭のうち、東北で出生や肥育された牛はいない。平成 13 年 10 月 18 日から、国内ではと畜場における BSE の全頭検査をした。これは世界で一番厳しい体制だった。36 頭の内訳を見ると、平成 14 年 2 月以降に生まれた牛の発生はない。その頃というのは、例えば、肉骨粉を禁止する飼料規制を完全にやった時期であり、それ以降出生の牛には発生は見られない。平成 25 年 6 月までと畜場における全頭検査は続いたが、平成 25 年 5 月に OIE（国際獣疫機関）が、日本は清浄国であるという認定している。それから平成 29 年 4 月から、と畜場では、24 か月以上で、BSE 特有の症状があった場合は、検査をやるということになった。なので、農場では 48 か月齢以上の死亡牛、と畜場では 24 か月以上の症状がある牛を検査する。

(委員)

9 ページに「農薬適正使用推進員」が 2,061 名、「農薬管理指導士」259 名と記載されているが、この 2 つには、10 倍近くの人数の差がある。その人数の違いは、どうして出てくるのか。認定方法に違いがあるのか。

(事務局)

農薬管理指導士は、農薬販売店、今だとドラッグストアでも農薬を扱っているが、そういった販売店が県内に 950 か所程ある。そこの販売員であったり、あるいは、ゴルフ場関係者、そういった方に講習会を実施して、新規の方には試験を受けてもらう。その後、3 年に 1 回講習を受けてもらうことで進めている。現在の 259 名のうち、農協職員が一番多いのだが、団塊の世代の方が、大量に退職されてしまった。目標は 300 名だが、減少傾向にあり、それが課題になっている。

農薬適正使用推進員は、新規に認定される時に受ける認定研修というのがある。また、毎年スキルアップ研修を開催している。農薬の情報や状況は変わるので、毎年受講してもらって、新しい情報を仕入れてもらっている。推進員になっていただいているのは、地域の農業のリーダー的な方で、そういった方に正しい知識を持っていただき、地域全体でそ

の情報を共有してもらおう。

(委員)

放射性物質検査について、昨年、放射性物質の基準値を上回る山菜が既に市場に出荷していた事例があった。ぜひ、その時の反省を踏まえ、出荷前の検査について周知徹底してもらいたい。

(事務局)

今年度、県内産のこしあぶら、チチタケというきのこから検出されている。チチタケは、県内では、全く食べないもので、栃木県では食する習慣があり、栃木県で検査した結果、検出されたということがあった。こしあぶら等の山菜については、販売しているところでは、十分に気をつけて取り組みを進めてもらっているが、個別で山の中に入って、採取したものについては、なかなか網羅しきれていないという課題もある。山の物は、放射性物質が、検出されるものもある。畑の物とは別に取組みを強化していきたいと考えている。

(委員)

BSE について、イギリスからの牛肉の輸入が解禁する方向になっていると聞いた。30 か月齢以下の条件付き解禁と聞いている。今までも、アメリカとか色々なところから輸入している訳だが、なしくずしにならないよう、BSE 対策をしてもらいたい。絶対持ち込まない、食しないような対応をとってもらいたい。

(事務局)

1980 年代後半に、イギリスを中心に BSE が広がったという事情もあって、イギリスだけで、18 万頭以上の BSE が発生して死亡した。イギリスについては、近年 BSE の発生がなく、輸出できる体制になっていると先日報道された。それが日本に入ってくるかどうかは不透明であるが、イギリスでの BSE 発生以前に、イギリス産牛肉の日本への輸入は微量だったと記憶している。いずれにしても、日本とイギリスの間の 2 国間協議を見守っていききたいと考えている。

(委員)

食品衛生法の改正というのが気になる点である。営業許可の区分見直し等、注視しているところである。HACCP 手法について、食品衛生指導員の活用について、事務局から話があった。情報提供という点では、これまで同様やっていくが、食品衛生指導員は、本業の傍らやっている状況であり、そうこまめにはできない、しかも HACCP の導入については、後ろに食品衛生法が控えており、違反すれば行政罰を受けることになる。法的な指導は、あくまでも行政の方から指導をしていただきたい。また、改めて、食品衛生指導員に対し、HACCP の指導をしないとなかなかやっていくことはできない。協会としても、大きな関心を

持って、注視しているところだ。当協会は、県民の公衆衛生の向上や消費者の利益の保護を目的としている公益社団法人であり、公益的事業の中で、できるところは、行政とタイアップしてやっていきたい。

(事務局)

食品業界は、多くの業種があり、HACCPの導入については、決め細やかな対応でやっていきたいと考えている。

(委員)

当協会（山形県食品産業協会）の上部団体である一般財団法人食品産業センターというところがある。そこから、HACCPの普及活動について当協会に委託を受けており、今年度テキストを作成している。その他、来月の2月19、20、21日にHACCPの研修とともに、現場指導をする。HACCPの普及については、これからも協力していきたいと考えている。

(委員)

最近、野生鳥獣の食肉いわゆるジビエについて目にする機会がある。有害鳥獣の駆除という面から推進するという話題も聞くが、ジビエの安全検査体制はどうなっているのか。

(事務局)

例えば、西日本においてイノシシ等の野生鳥獣が増えていることなどを背景として、ジビエ産業が伸びてきているという話も聞いている。実際出荷する場合は、食肉処理業の許可が必要になる。県内で、野生鳥獣の肉に特化した食肉処理施設は2か所ある。一つは、小国町の小玉川地区で、熊肉の食肉処理をしている。かつて、県内の熊肉から放射性物質の基準値を超えた事例が2件あって、県は、野生鳥獣の肉については、出荷制限地域となっているが、環境省から条件付きで解除になっている。全頭、県のマニュアルに沿った処理をして、かつ放射性物質検査をするということが条件になっている。他に、村山地域で、イノシシを飼って、食肉処理をするところがある。県内は以上の2か所のみで、あまり需要がないのではないかと考えている。全国的なジビエブームを背景として、厚生労働省は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を作っているので、今後、県内でそのような計画があった場合は、指針に沿った形で、対応していきたい。ただ、放射線物質検査の壁が、どうしてもついてくる。

(委員)

きのこについて、山形県はきのこ食中毒が全国的にみても多いと聞いているが、なぜ、山形県だけ中毒が多いのか。

(事務局)

山形県は平成 24 年から 28 年まで 5 年連続全国 1 位だった。29 年の発生は 2 件だけだったが、やはり全国 1 位（速報値）で、6 年連続 1 位となった。山形県で食中毒が多いのは、都市部と違い、自分で採りに行くという点がある。また、患者の傾向を見ると、昔から山に入っているようなベテランの方は食中毒になっていないが、例えばシニアデビューしたような方、つまり、50 歳台まであまりやってこなかったが、60 歳になって自分で採りに行くようになったという方が食中毒になっている。

きのこ中毒は、ツキヨタケ、クサウラベニタケが原因となっていることが多く、重点的に啓発していかなければならない。きのこによっては、死亡することもあるので、毒性が強いものについても、やはり危険性を啓発していかなければならない。県では、きのこ食中毒予防月間というものを設けているが、きのこの季節が始まってからでは遅いので、早目早目に、色々な媒体を活用して啓発していきたい。

（森委員）

ハンガリーでは、毒キノコ判定士という人が市場におり、一般の人が森から採ってきたきのこが食べられるか無料で判定してくれるというニュースを見た。県でも、きのこが食べられるかどうか判定してくれる場所があればいいと感じた。

（事務局）

国内で、キノコの判定士はいないと思われる。保健所にも、キノコを判定して欲しいという依頼はあるが、保健所に判定できる人間はおらず、一緒に図鑑を見て調べている状況だ。迷ったら食べないが一番である。保健所で鑑定が必要な場合は、日本菌学学会の会員が置賜地方にいるため、鑑定してもらっている。そのような専門家でないと保健所の職員による鑑定は難しい。ただし、有毒成分の検査は、県の衛生研究所で体制が整いつつある。国内でトップクラスであり、食中毒の症状が出た場合は、残品さえ保存してもらえれば、検査ができる

（委員）

飲食店で、子供がフロアに嘔吐する場面に遭遇した。ノロウイルスに関して、調理者に関する指導とともに、飲食者が感染源になることがあるということも指導したらどうか。従業員だけではなく、消費者や一般県民への啓発活動をしていただきたい。

（事務局）

ノロウイルスは、調理従事者だけが注意すればいいというわけではない。感染症担当部所と連携しながら、学校や幼稚園、家庭を含めて注意喚起をしていきたい。

（委員）

適正表示について、50%の県民が表示に関して不安に思っているという県政アンケート

の結果があった。国産、米国産等、割合の高い順に記載すれば、その割合は記載しなくてもいいとなっているが、一般消費者としては、その割合を知りたいと思うのではないか。

(事務局)

原産地表示ということで、重量の多いところから表示等と決められているが、やはり商品表示は、消費者にとってわかりやすいということが大事だと考える。

(議長)

意見や質問も出揃ったようだ。特に大きく修正すべきという意見がなかったので、山形県食品安全・安心アクションプランの案について、特に異論はないということでまとめていいか。その上で、今後、事務局において、修正すべき点は修正することとしていいか

(各委員) 異議なし

(2) 平成30年度山形県食品衛生監視指導計画(案)について

(事務局)

【資料に基づき説明】

(委員)

食中毒予防対策のところ、平成29年度の主な取組みにも、平成30年度の主な取組みにも「監視指導の強化」と記載されているが、同じ表現で変わりがない。違いはあるのか。

(事務局)

「監視指導の強化」と表現は同じになっているが、例えば、魚介類販売業者の施設を回る時は、アニサキスやクドアといった新たに最近出てきた食中毒についての指導をするなど、新たな情報を含めて指導していく。他にも、製造法であったり、業態であったり変わってきているので、「監視指導の強化」と同じ表現にしてはいるが、中身はその時代時代に合わせた内容でやっていく。特に食品衛生法の改正も控えているので、それも踏まえて指導をしていきたい。

終了